

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書を招請します。

平成 28 年 5 月 24 日
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局関門航路事務所長 松永 康司

1 業務概要

- (1) 業務名 関門航路埋没対策検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、関門航路における埋没状況の整理、埋没予測モデルの高度化、既存対策の効果検討などにより、効果的な埋没対策及び水深維持管理計画の検討を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 29 年 3 月 17 日
- (4) 本業務においては、資料の提出及び見積を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、競争性確保のため簡易公募型プロポーザルの手続きに準じて試行する業務である。

2 参加資格要件

技術提案書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- 2) 九州地方整備局(港湾空港関係)における平成 27・28 年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格 A 等級の決定を受けていること。なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- 3) 九州地方整備局から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年5月24日付け九州地方整備局副局長)に示すところにより九州地方整備局副局長から関門航路埋没対策検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けている者であること。ただし、設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 当該部門(港湾及び空港部門)のコンサルタント登録、業務実績、業務成績、表彰の有無
- (2) 配置予定管理技術者の経験及び能力
資格等、業務実績、業務成績、表彰の有無
- (3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)
- (4) 事故及び不誠実な行為による措置状況

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理技術者の経験及び能力
資格等、業務実績、業務成績、表彰の有無
- (2) 実施方針
- (3) 特定テーマに対する技術提案
- (4) 事故及び不誠実な行為による措置状況

5 手続等

(1) 担当部局

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目7-38
九州地方整備局 関門航路事務所 品質管理課
電話 093-512-8092 ファクシミリ 093-512-8105

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスにより交付する。
交付期間は平成28年5月24日から平成28年6月27日(最終日は16時00分まで)。

入札情報サービスホームページアドレス
<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

2) 上記 1)に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局において交付する。なお、事前に電話連絡すること。

交付期間は上記 1)と同じ。

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成 28 年 5 月 25 日から平成 28 年 6 月 3 日まで

提出場所 上記(1)と同じ

提出方法 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は持参、郵送(書留郵便に限る)又は託送(書留郵便と同等のものに限る)により行うこと。

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成 28 年 6 月 14 日から平成 28 年 6 月 28 日まで

提出場所 上記(1)と同じ

提出方法 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は持参、郵送(書留郵便に限る)又は託送(書留郵便と同等のものに限る)により行うこと。

(5) 技術提案書の特定予定

平成 28 年 7 月 15 日を予定している。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5(1)と同じ

(6) 上記 2 に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も上記 5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。